

## 如水会 青年会 会則

### 第 1 条 (名称)

当会は、「一般社団法人如水会 青年会」という。

### 第 2 条 (事務局)

当会の事務局は、如水会組織強化委員会のもとにおく。

### 第 3 条 (対象・目的)

当会は、主に満 40 歳以下（満 40 歳となって迎える最初の 3 月 31 日まで）の如水会会員（以下、会員）のための会とし、一橋大学の目標および使命の達成に協力し、あわせて会員相互の親睦、知識の増進を図るための「きっかけ」作りの促進を目的とする。

### 第 4 条 (事業)

当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 企画の発案および実施もしくは実施補佐
2. 前各号のほか、目的を達成するために必要な事項

### 第 5 条 (幹事)

当会は、若干名の幹事をおく。新規の幹事の就任、辞任は幹事会の承認を要するものとし、新規の幹事は、原則として、隔月に実施される幹事会にて、下記の要件を満たす会員の中から幹事の推薦及び幹事会の承認を経て就任するものとする。また、下記の要件を満たせなくなった幹事は幹事会の承認のもと辞任するものとする。

1. 満 40 歳以下（満 40 歳となって迎える最初の 3 月 31 日まで）の如水会会員(如水会カードを保有する会員)であること
  2. 隔月の幹事会に出席が可能で、継続して会の活動に責任をもって関与出来ること
  3. 複数回幹事会を見学したことがあること
- なお、当初の幹事は、別途定めるものとする。

### 第 6 条 (役員)

当会には、次の役員をおくものとする。役員は、毎年 3 月に実施される幹事会にて幹事の互選により定め、任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。

1. 会長 1 名（会を代表し、会務を統括する）
2. 副会長 1 名（会長を補佐し、会務を統括する）
3. 幹事長 1 名（会の事務局として、名簿管理、各種連絡等を行う）
4. 副幹事長若干名（幹事長の補佐、会の会計管理および処理、また、IT 関連業務を行う）

補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

#### 第 7 条（如水会組織強化委員会への報告）

幹事の氏名、卒業または入学年度及び卒業または在籍学部は、如水会組織強化委員会に報告しなければならない。また、幹事は、氏名、住所及び連絡先に異動があった際は、すみやかに如水会事務局に報告するものとする。

#### 第 8 条（個人情報管理）

当会の活動を通じて収集された個人情報の取扱いについては、如水会が定める個人情報取扱いに係わるルールに準じた運用を行うものとする。

#### 第 9 条（書類）

当会幹事会に備える書類は、次のとおりとする。

1. 会則
2. 幹事名簿（卒業または入学年度、卒業または在籍学部、e-mail アドレスを記載）
3. 会会計帳簿
4. 会記録

#### 第 10 条（費用）

当会の運営に必要な費用を、以下によってまかない、ローコスト運営を旨とする。

また、企画を実施する場合は、参加者からの参加費および承認された組織強化委員会の費用補助を、企画の運営費用に充てることが出来るものとする。

#### 第 11 条（幹事会）

幹事会は、原則毎奇数月第 3 水曜日に、如水会館にて開催し、以下の事項についての協議及び決定・承認を行う。なお、決定・承認に際しては、出席幹事（委任状提出幹事を含む）の過半数の賛成を要するものとする。また、会員要件を超える年齢の者がオブザーバーとして参加することを妨げない。

1. 企画の発案や計画
2. 幹事の就任及び辞任

3. 役員
4. 会計
5. その他重要な事項

第 12 条（会計年度）

当会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 13 条（収支決算）

当会の収支決算は、会長が組織強化委員会に報告し、その承認を受ける。

第 14 条（会則の変更）

当会則の変更は、幹事会の承認を経て行い、変更内容を如水会組織強化委員会に報告する。

第 15 条（旧称の扱い）

旧称「平成卒業生の会」にかかわる一切の権利、義務についてはこれを放棄し、本会以外での同呼称の任意使用を妨げない。

付 則 当規則に規定のない事項に関しては、如水会定款ならびに諸規定に準ずる。

2005 年（平成 17 年）4 月 1 日

2012 年（平成 24 年）9 月 1 日 改定

2017 年（平成 29 年）5 月 1 日 改定